

2023 年 1 月 16 日  
日高都市ガス株式会社

## 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より日高都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2022 年 12 月 15 日 経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」に採択されました。\* 1

つきましては、本事業の公募要領に基づき、以下の通り値引きを行います。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### 本事業参加に伴う値引きについて

#### 1.概要

毎月分の電気・ガス料金計算において、国が定める値引き単価を反映した燃料調整単価・原料費調整単価に基づき算定いたします。ご契約ごとの値引き単価については、ガス検針票や請求書にてお知らせします。

#### 2.対象となるお客さま

当社とガス・電気をご契約されているお客さま※2

#### 3.適用期間

2023 年 1 月使用（2 月検針）分～9 月使用（10 月検針）分の料金※3

#### 4.国が定める値引き単価

2023 年 1 月使用（2 月検針）～8 月使用（9 月検針）分の値引き単価（税込）

ガス	電気	
	低圧	高圧
30 円/m <sup>3</sup>	7 円/kwh	3.5 円/ kwh

2023 年 9 月使用（10 月検針）分の値引き単価（税込）

ガス	電気	
	低圧	高圧
15 円/m <sup>3</sup>	3.5 円/ kwh	1.8 円/ kwh

※1：本事業の概要は経済産業省ホームページ

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) でご確認ください。

※2：以下のお客さまは対象外となります

<ガス> 年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま、発電事業者向けガス販売のお客さま

<電気> 特別高圧のお客さま

※3：一部のガス大口契約のお客さま、電気高圧契約のお客さまは、2023年2月使用（2月検針）分～2023年10月使用（10月検針分）の料金が適用となります

■当社窓口 042-989-4041 受付時間 月～金 9:00～17:00（平日のみ）